

参考3

○美里町附属機関等の会議の公開に関する規則(抜粋)

(会議の公開)

第3条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とする。ただし、法律又は条例の定めるところにより非公開とされた会議及び情報公開条例第21条ただし書の規定により非公開とされた会議については、この限りでない。

○美里町情報公開条例(抜粋)

(会議の公開)

第21条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合